

## サービス労働の強要はやめる タブレット・車携機による出場報告反対！

運輸職場では9月の定期訓練において、出場遅延防止対策と称して、運転士は携帯用タブレット（CAST）、車掌は車携機に出場状況把握機能が付加されることが説明されました。操作をしなかった場合は自区当直にあるランプが点灯し当直等に知らせます。当直は操作をしなかった乗務員に電話等で確認をするということです。操作をしなかったことに対して導入当初は「気をつけて下さいね」ぐらいの指導だと思いましたが、時間の経過と共に回数がグラフ化され面談で指導され、当然、勤務評価につながっていくだろうと推測されます。

一番の問題は、扱う時間が労働時間外ということです。

労働時間に入った1分間では間に合わない事もあり時間が気になり早めに扱うことが予想されます。

また、出場するにあたり、入力をする時刻と詰め所を出る時刻と二つを覚えなくてはならなくて非常に気を使わなければならないなど多くの問題があります。

労働時間・労働外時間の区別を無視した実施は、サービス労働の強要であり認められるものではありません。名古屋地本は中止を求め申し入れを行いました。

JR東海労名古屋地本申第2号  
2021年10月5日

東海旅客鉄道株式会社  
東海鉄道事業本部  
本部長 鈴木 広 士 殿

JR東海労働組合名古屋地方本部  
執行委員長 荻野 隆 一

運転士・車掌に対する出場報告について

9月定期訓練において、運転士・CAST、車掌・車携機を用いた出場報告について説明がされた。その報告は、どうい労働時間内に行えるものではなく、労働時間外に行わざるを得ないものである。

準備報告時間を十分に確保するため組合への提案、議論の上で実施が本来である。労使関係を蔑ろにした行為であり、労働時間・労働外時間の区別を無視した実施は、サービス労働の強要であり認められない。

よって、下記のとおり申し入れるので、早急に団体交渉もしくは業務委員会を開催し誠意ある回答をすること。

記

1. 運転士・CAST、車掌・車携機を用いた出場報告について、その詳細を明らかにすること。

2. 予定している試行は中止すること。

以上